

物流倉庫分野特定技能（1号）評価試験実施要領

令和8年10月26日

国土交通省

1 試験区分

試験名：物流倉庫分野特定技能評価試験（以下「評価試験」という。）

区分：物流倉庫

等級：1号

2 試験概要

（1）試験言語

日本語とし、漢字にはその後ろの括弧内にひらがなで読みを付すものとする。

（2）試験実施機関

評価試験実施機関（以下「実施機関」という。）は次のとおりとする。

実施機関名：一般財団法人日本海事協会

所在地：東京都千代田区紀尾井町4番7号

（3）実施機関の選定方法

国土交通省が、実施機関としての実績、物流倉庫分野に関する見識を踏まえ、評価試験を適正に実施できると認める機関を選定する。

ただし、実施機関が、法令、本要領又は国土交通省の指示に違反した場合には、国土交通省はその選定を取り消すことができるものとする。

（4）実施方法

学科試験は、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式^{（注）}又はペーパーテスト方式により、実技試験は図やイラスト等を用いた状況設定において正しい計測、計算、判別、判断を行わせる計画立案等作業試験及び判断等試験によって行う。

（注）コンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者はコンピュータの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

（5）事業年度における実施回数及び実施時期

① 実施回数は、年複数回程度とする。

② 実施時期は、国土交通省と実施機関が協議の上で決定する。

（6）実施場所

国外及び国内で実施する。なお、実施場所は、国土交通省と実施機関が協議の上で決定する。

（7）受験資格者

① 満17歳以上の日本国籍を有しない者とする。

② 国内で受験する者にあつては在留資格を有する者とする。

③ 法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等

以外の国の者については、受験は認めない。

なお、本試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されるものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付等を受けられるものではない。また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではない。

④ 育成就労3年目試験として特定技能1号評価試験を受験する場合には、当該試験に対応する育成就労評価試験（初級）に合格した者とする。

⑤ 育成就労3年目試験として特定技能1号評価試験を受験する場合には、育成就労の対象となっていた期間が24ヶ月以上である者とする。

（8）受験申込に係る必要事項等

① 実施機関は、国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのホームページを通じて受験者を募集することとする。

② 試験日、試験会場、受験予約期間、受験料とその支払方法等、受験申込みに必要な事項のほか、受験日当日の必要書類等は、実施機関のホームページに掲載する。

当該ホームページについては、国土交通省のホームページで周知する。

③ 実施機関は、専用ホームページから行われた受験申込みに限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、その申込みを受理して試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験資格情報を提供する。

- ・国内での受験希望者は、在留資格、在留期限に加えて、在留カードを所持している場合は在留カード番号、在留カードを所持していない場合はパスポート番号
- ・必要記入事項
- ・その他、実施機関が定める添付資料

（9）可否の通知方法

実施機関は、受験者に対し、試験実施後1か月以内に専用ホームページで可否を通知するものとする。受験者が希望する場合、受験者による試験結果通知書の発行申請及び試験結果通知書発行手数料納付の手続きを経て、受験者に試験結果通知書（氏名、生年月日、国籍・地域、試験名、受験年月日、受験番号、合格基準点、得点）を交付する。

また、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、受入れ機関による合格証明書の発行申請及び合格証明書発行手数料納付の手続きを経て、受入れ機関に合格証明書を交付する。

3 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

国土交通省は、物流倉庫分野において専門的知見を有する実務経験者、学識経験者等からなる「物流倉庫分野特定技能評価試験評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。なお、原則として受験者が所属する機関の関係者以外の者を委員とする。評価委員会の委員長は、学識経験、実務経験等を考慮して試験作成委員を指名するものとするが、そのうち労働安全衛生の専門家を1名以上とする。

試験作成委員は、試験問題の作成、試験の採点基準、合格者の判定基準等に関し、試験実施要領に基づく試験問題を作成する。

また、試験作成委員については、試験の公平性に疑問を生じさせないようにする観点から、受験者を対象とする講習、研修等に講師等として参加することは認めない。

(2) 試験問題確認体制

評価委員会は、試験作成委員が作成した試験問題案、採点基準案、合格者の判定基準案等の適正性について確認し、実施機関及び国土交通省に対し必要な助言を行う。

特に試験問題案については、試験問題に求められる技能と実務内容に乖離がないか、実務に即した内容になっているか等について留意して確認するものとし、必要な見直しを定期的実施する。

(3) 試験実施体制

実施機関は受験申込方法の構築、試験会場の手配、本人確認、試験監督員の配置、試験の採点、合否判定等、試験に関する事務を実施する。

実施機関は、国土交通省の承認を得た上で、民間業者等に試験の実施に関する事務の一部を委託することができる。

試験会場については、私物保管用ロッカーや監視カメラの設置等、不正が行われないようにするための設備を整備する。

試験監督員については、業務を適切に行うことができる人員を配置するとともに、一定期間ごとに再研修を実施する。

(4) 試験の適切な運用を確保する体制

国土交通省は、実施機関に対し、試験に関して必要な報告を求め、指示を行うことができる。試験を国外で実施するに際しては、必要に応じ現地政府と連携しつつ、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施する。また、受験希望者が不当な不利益を被ることのないよう、実施機関は、十分な受験機会の確保に努めるなどした上で、受験希望者と実施機関の間を仲介することなどで受験希望者から不当に高額な手数料等を徴収する悪質なブローカーの排除に努めることとし、受験の申込みは受験希望者から実施機関への直接の申込みに限るなど、必要な対策を講じる。

4 試験水準

評価試験の水準は、物流倉庫分野の業務に即戦力として従事できる一定の専門性・技能を有することを確認する観点から、実務経験2年程度の者が受験した場合に7割程度合格できる水準とする。

5 試験科目等

試験は学科試験と実技試験から構成し、試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）は別紙のとおりとする。

試験時間、問題数、出題形式については、以下のとおりとする。

	試験時間	問題数	出題形式
学科試験	40 分	30 問	多肢選択式
実技試験	40 分	20 問	多肢選択式

6 合否の基準

学科試験は、1問1点・30点満点として、18点以上を合格とする。実技試験は20点を満点として12点以上を合格とする。

7 不正防止策

（1）試験実施時の不正防止

実施機関は、受験者数に応じた適正な人数の試験監督員を配置し、試験を適正に実施する。

また、試験監督員に対する研修、試験問題の厳重な管理、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理を徹底するなどの不正防止策を講じる。

（2）不正が疑われる事案への対応

試験実施中、試験監督員は、常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合は、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、退場させるとともに、実施機関は速やかに国土交通省に報告する。

実施機関は、試験実施後に不正行為が行われた又は行われたと疑われる事案を認知したときは、速やかに事案の状況を国土交通省に報告する。国土交通省は速やかに制度所管行政機関に情報共有するとともに初動対応及びその後の調査等の対応策を検討し、必要な措置を講じる。

制度所管行政機関は、必要に応じて国土交通省又は実施機関（実施機関が業務を委託した機関を含む。）に調査及び報告を求め又は対応を指示することとし、国土交通省等はこれに誠実に対応する。

実施機関は、不正の手段によって特定技能評価試験を受けた者、不正の手段によって特定技能評価試験を受けようとした者、合格証明書を偽造した者、そ

の他不正行為を行った者等に対しては、その試験を受けることを禁止する、合格の決定を取り消す、合格証明書を返還させる、5年以内の期間を定めて特定技能評価試験を受けることができないものとする等の措置ができる。当該措置を講じた場合について、納付した受験料、試験結果通知書発行手数料及び合格証明書発行手数料については、返還しない。

8 試験結果等の公表方法等

実施機関は、試験結果（実施場所、実施年月、受験者数、合格者数）及び試験のサンプル問題を自らのホームページで公表する。

実施機関は、事業年度終了後、国土交通省に対し遅滞なく試験実施報告書を提出する。国土交通省は当該試験実施報告書を確認の上、制度所管行政機関に提出し、その確認を受けた後、実施機関のホームページで公表する。

9 その他必要事項

（１） 合格証明書等の有効期限

試験結果通知書及び合格証明書の有効期限は、受験日から10年後とする。

（２） 合格証明書等の再発行

試験結果通知書及び合格証明書は、上記（１）に定める有効期限までは、実施機関の専用ホームページから入手できる。

（３） 受験料

受験料については、試験実施に係る費用、試験実施国の所得及び物価の水準、他の分野の特定技能評価試験の受験料、他国が行う類似の試験の受験料等を勘案して決定する。

（４） 情報の提供

実施機関は、試験結果について、制度所管行政機関及び国土交通省の求めに応じて、必要な情報を提供する。

（５） 試験に関する書類の保存

実施機関は、評価試験事務に関する帳簿及び書類を試験実施の翌年度から起算してそれぞれ記載の期間、保存するものとする。

① 「受験者台帳」	10 年
② 「受験申請情報」	1 年
③ 「答案（採点結果を含む。）」	2 年
④ 「学科試験問題」	3 年
⑤ 「学科試験解答」	3 年
⑥ 「実技試験問題」	3 年
⑦ 「実技試験解答」	3 年
⑧ 「特定技能評価試験結果報告書」	3 年
⑨ 「C B T方式による試験結果及び個人情報ファイル」	10 年

実施機関はこれらの書類に記載された情報を含む個人情報等の漏洩防止のため、管理規程等を整備するとともに、管理責任者及び管理者を置き、特に試験問題等についてはこれら以外の者がアクセスできない体制を構築する。

現在の実施機関が実施機関でなくなる場合は、速やかに受験者台帳を国土交通省又は新たな実施機関に移管するものとする。

(6) 秘密保持義務

試験作成委員、評価委員及び試験監督員その他試験に関する職務を担当する者及び担当していた者（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な実施に違反したことが判明した場合は、その任を解くとともに、それ以降、評価試験に関する職務に就けてはならない。

(7) その他

本要領は令和8年10月26日から適用する。本要領については試験実施の状況等を踏まえつつ適宜見直しを行うこととし、本要領の改正を行う場合には、制度所管行政機関に協議の上、改正内容が軽微である場合を除き、専門家会議の意見を聴くこととする。